

令和4年度新型コロナウイルス感染症無料検査等
相談業務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年3月9日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症無料検査等相談業務委託（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「無料検査等相談業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務履行期間

令和4年4月1日（金）から令和4年9月30日（金）まで

(4) 契約担当者

山梨県知事

(5) 入札の位置付け

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、令和4年4月1日（金）（令和4年度予算発効時）において効力を生じるものとする。

2 事務を担当する所属

感染症対策グループ

3 一般競争入札の参加資格

本入札の参加資格者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は団体とする。

- (1) 山梨県における物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立ての手続を行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあって

- は、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- (ア) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 本業務と類似する契約の十分な履行実績・経験を有していること。具体的には、令和元年4月1日から一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日までにおいて、国又は地方公共団体から受託した本業務と類似する契約の履行実績を2件以上有する者であること。

4 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者は、必ず入札説明書の交付を受けること。入札説明書の交付期間及び交付場所は次のとおりとする。

(1) 交付期間

この公告の日から令和4年3月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

山梨県知事直轄組織感染症対策グループ 感染症対策推進

(山梨県庁防災新館202会議室)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1326（直通）

電子メールアドレス kansensho@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 郵送による交付

郵送での交付を希望する者は、上記(2)のメールアドレス宛てに電子メールにて入札参加の意思表示及び連絡先（所在地及び電話番号）を送信し、入札説明書の送付を受けることができる。その場合は、電子メール送信後に必ず送信した旨電話にて伝えること。

5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す「一般競争入札参加資格確認申請書」ほか提出書類を、次のとおり持参又は郵送すること。

(1) 申込期間

この公告の日から令和4年3月17日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、同月17日（木）午後5時までに到着するよう

提出すること。

(2) 申込場所

山梨県知事直轄組織感染症対策グループ 感染症対策推進
(山梨県庁防災新館202会議室)

6 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込の提出書類により入札参加資格の有無を確認した後、令和4年3月18日(金)までに「入札参加資格確認通知書」により申請者宛て郵送により発送し、通知する。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができる。

7 入札

(1) 入札書の提出方法、提出期限及び提出先

入札書の提出は書留郵便によることとする。令和4年3月23日(水)午後5時までに到着するよう入札書を提出すること。

提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県知事直轄組織感染症対策グループ 感染症対策推進あて

※ 内封筒及び外封筒の二重封筒とすること

※ 入札書を内封筒に入れて密封のうえ、当該封筒の封皮に商号又は名称を朱書きし、外封筒の封皮には「令和4年3月24日開札「令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症無料検査等相談業務委託」に係る入札書在中」と朱書きすること

(2) 入札の辞退

入札参加資格確認通知書により入札参加資格を有することを確認したが、入札を辞退する者は、令和4年3月23日(水)午後5時までに入札辞退届を「10 その他(7) 本件入札の担当」にファックスもしくは電子メールで提出すること。なお、ファックスもしくは電子メールで提出した際は、その旨電話にて伝えること。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和4年3月24日(木) 午前10時

場所 感染症対策グループ

(4) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知旗又は不明を理由として、意義を申し立てることはできない。

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。

ウ 入札金額は、仕様書に定められた業務の履行に要する一切の経費を見積もること。

エ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法に定める消費税の

税率を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法に定める消費税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

オ 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。

(1) 落札者の決定方法

ア 山梨県財務規則（昭和三十九年 山梨県規則第十一号 以下「規則」という。）第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとし、入札参加者の代わりに、本入札事務に関係のない山梨県知事直轄組織感染症対策グループの職員が、代わりにくじを引くものとする。

ウ 落札者決定後は入札参加者全員に落札結果を送付する。

エ 開札の結果、不落となった場合には、「8. 再入札」により、再入札を行う。なお、この場合において、入札辞退届を提出した者は、再入札に参加することができない。

8 再入札

(1) 再入札実施の連絡

再入札を実施する場合は、令和4年3月24日（木）午後3時までに再入札連絡票を入札参加者にファックスする。

(2) 2回目の入札書の提出方法、提出期限及び提出先

2回目の入札書の提出は書留郵便によることとする。令和4年3月28日（月）午後5時までに到着するよう入札書を提出すること。

提出先及び提出方法については、「7. 入札」と同様とする。

(3) 再入札の辞退

入札参加資格確認通知書により入札参加資格を有することを確認したが、再入札を辞退する者は、令和3年3月28日（月）午後5時必着で再入札辞退届を「10 その他（7）本件入札の担当」にファクスもしくは電子メールで提出すること。なお、ファクスもしくは電子メールで提出した際は、その旨電話にて伝えること。

(4) 再入札の改札の日時及び場所

日時 令和4年3月28日（月） 午後6時

場所 感染症対策グループ

(5) 再入札の方法

「7 入札（4）入札の方法」と同様とする。

(6) 落札者の決定方法

「7 入札（5）落札者の決定方法」のアからウと同様とする。

なお、再入札においても落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することができる

ものとする。

9 入札の無効

次の者の入札は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札条件に違反した者が行った入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (4) 規則第 129 条各号のいずれかに該当する入札

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

(ア) 言語 日本語

(イ) 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第 109 条の 2 の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 違約金の有無

有

(5) 前払金の有無

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

(ア) 契約の相手方が契約締結までの間に、3 に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(イ) 詳細は、入札説明書による。

(ウ) 問合せ先

山梨県知事直轄組織感染症対策グループ 感染症対策推進

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1326 (直通)

FAX 055-223-1649

電子メールアドレス kansensho@pref.yamanashi.lg.jp